

金入設計書の情報提供について（お知らせ）

建設局発注の工事等の金入設計書について、下記のとおり情報提供を行います。

記

1. 情報提供の対象とする金入設計書について

予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が2,500,000円を超える建設工事及び予定価格が1,000,000円を超える建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等（以下これらを「工事等」という。）を競争入札により発注した案件。

2. 公開の範囲

金入設計書における公開部分は、次のとおりです。

①落札決定した日が属する月の翌月の初日から工事等の契約工期末後3年以内のもの

ア 落札決定後に堺市が公表している積算内訳書の範囲までとし、新土木工事積算体系におけるレベル3（新土木工事積算体系により積算されていない工種は一式計上の内訳書）まで。

②工事等の契約工期末後3年が経過したもの（保存期間が満了したものは除く）

上記①アに示す部分および次に示す部分。

イ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費の対象額及び率。

ウ 内訳書（レベル4）及び代価表（レベル6）における数量、単価及び金額。

ただし、単価を決定した法人等の正当な利益を著しく害するおそれがある、又は単価を決定した法人等から公にしないことを条件のもとに提供された、単価及び単価が類推できる金額については、非公開とします。

3. 情報提供の方法

『工事又は工事関連業務における金入設計書の情報提供申出書』に必要事項を記入の上、工事等発注課へ申請して下さい。

4. 実施日

平成28年7月1日から